
大和川水系西除川ブロック河川整備計画（変更原案） に関する主な意見と回答（対応方針）

1. 住民意見の聴取について

各縦覧場所での図書の縦覧

【縦覧図書】

- u 西除川水系河川整備計画(変更原案) 本編
- u 西除川水系河川整備計画(変更原案) 参考資料

【図書掲載】

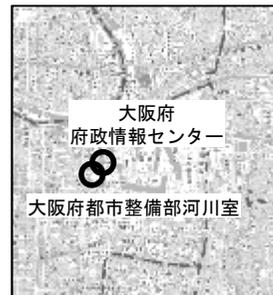
- u 大阪府都市整備部河川室ホームページ

【図書縦覧場所】 以下の19カ所

- u 大阪府府政情報センター(大阪府府庁本館1階)
- u 大阪府都市整備部河川室(大阪府庁別館4階)
- u 大阪府富田林土木事務所(南河内府民センタービル3階)
- u 大阪府富田林土木事務所松原建設事業所(成協信用組合ビル6階)
- u 堺市役所高層館20階(河川水路課)
- u 堺区役所市政情報コーナー
- u 中区役所市政情報コーナー
- u 東区役所市政情報コーナー
- u 西区役所市政情報コーナー
- u 南区役所市政情報コーナー
- u 北区役所市政情報コーナー
- u 美原区役所市政情報コーナー
- u 八尾市役所西館3階(土木総務課)
- u 富田林市役所4階(水路耕地課)
- u 河内長野市役所5階(下水道工務課)
- u 松原市役所7階(上下水道建設室)
- u 羽曳野市役所別館4階(下水道建設課)
- u 藤井寺市役所4階(道路水路課)
- u 大阪狭山市役所2階(下水道グループ)

【会場】

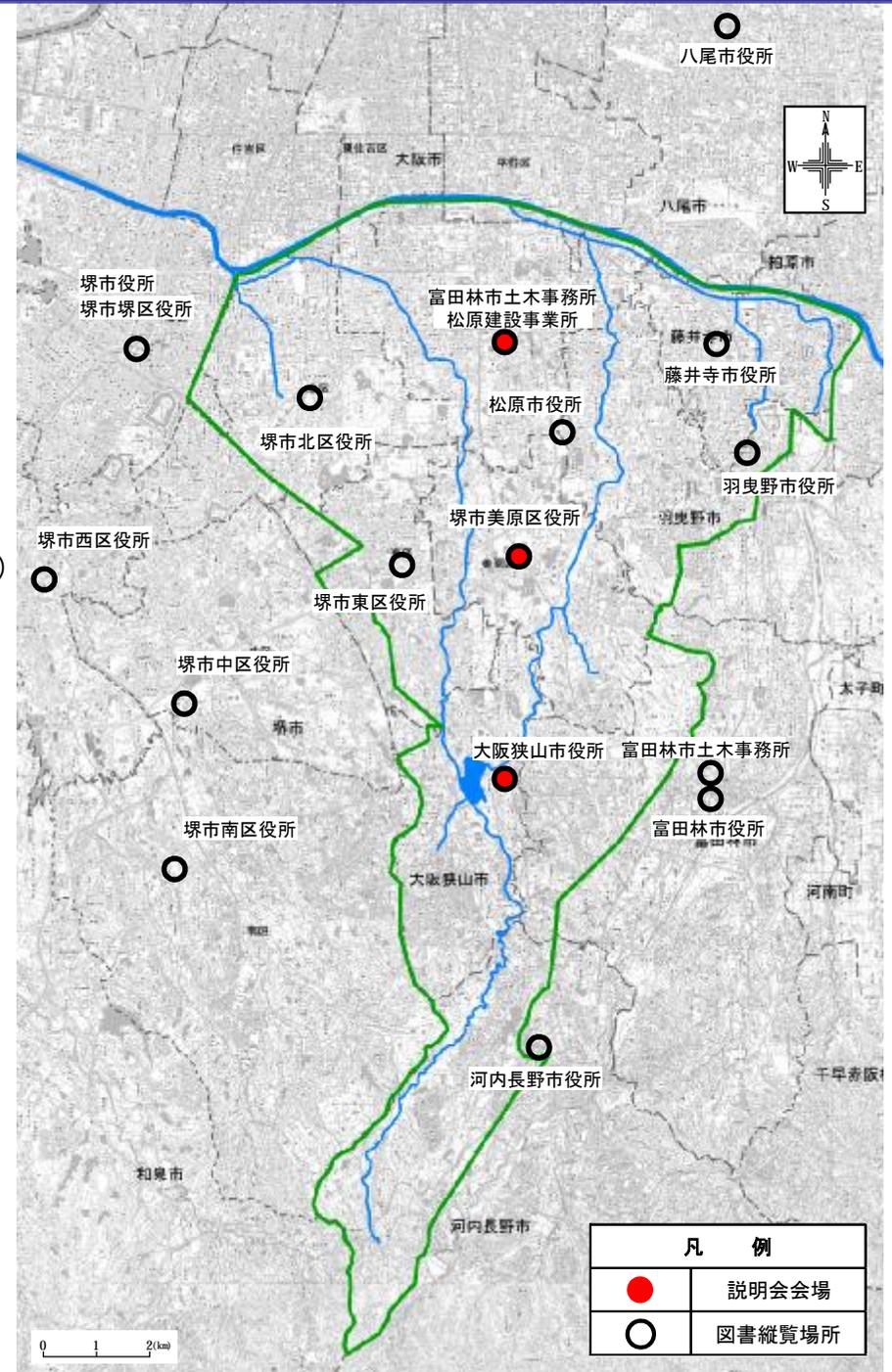
- u 大阪狭山市役所
- u 堺市美原区役所
- u 富田林土木松原建設事務所



図書の閲覧状況



堺区市政情報センター



1. 住民意見の聴取について

住民説明会

と き	と ころ	参加人数
平成26年1月28日(火)	大阪狭山市役所 3階 第1、2会議室	2名
平成26年1月30日(木)	堺市美原区役所 5階 大会議室	5名
平成26年2月4日(火)	大阪府富田林市土木事務所松原建設事務所 5F 大会議室	1名

説明会開催況



会場：大阪狭山市役所 3階 第1、2会議室



会場：堺市美原区役所 5階 大会議室



住民意見の概要

項目	細目	件数
治水	洪水対策	8件
利水	正常流量	1件
環境	水質	4件
	生態系	3件
	環境整備	1件
維持	堆積土砂	4件
	巡視・点検	4件
地域連携	アドプトリバー	2件
その他	整備計画に直接関係しない意見	12件
合 計		39件

住民意見の聴取方法別件数

聴取方法	件数
住民説明会	20件
書面	18件
ファックス	1件
合 計	39件

会場：大阪府富田林市土木事務所
松原建設事務所 5F 大会議室

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
1	治水	時間雨量50ミリ対応と言っているが、ゲリラ豪雨等では一時的に70ミリ近く記録する。このような雨が来ると、未対策では大きな崩壊が起こる恐れがあるので、早急に対応してほしい。	本編P.16、P.20～P.27に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。西除川ブロックにおける洪水対策の目標は、時間雨量65ミリ程度、24時間雨量190ミリ程度の時間経過をもった降雨条件の降雨で床上浸水以上の被害を発生させないこととしています。 計画規模を超える豪雨等に対しては、「逃げる」「凌ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでおり、具体的な内容はその他河川整備を総合的に行うために必要な事項として本編P.33、P.34に記載しております。	説明会
2	治水	昭和57年8月の洪水被害の被害額はどれほどだったのか	昭和57年8月の洪水による被害額は当方で約65億円です。	書面
3	治水	基本理念に「人命を守ることを最優先とする。」とあるが、西除川ブロックにおいて人命が危険に曝されるような地域があるのか？ 昭和57年8月の洪水での経験はどうか？経済的な損失にとどまったのではないのか？	洪水リスクでの危険度Ⅱ、Ⅲの被害が想定される河川については、参考資料P.29～P.33に記載しております。 具体的には、時間雨量65ミリ程度の降雨で西除川、東除川において床上浸水以上の被害が想定されています。 また、当時の新聞記事や文献によると昭和57年8月の洪水による西除川ブロックでの人的被害(死者)はありません。(昭和57年8月大和川出水の記録_近畿地方建設局)	書面
4	治水	堺市管理河川は50ミリ対応となっているのか。	大和川水系西除川ブロックの一级河川狭間川については、府道堺大和高田線(新金岡橋)から下流区間は、時間雨量50ミリ以上の降雨に対応した改修が完成しており、現在は、府道堺大和高田線(新金岡橋)上流区間において、時間雨量50ミリ程度の降雨に対応した改修を進めています。	説明会
5	治水	平尾小川について、50ミリ対策済みとあるが、どのような判断でそうしたのか。現地はいつ見たのか。 対策済みという事は、今後は何も工事を行わないのか。	本編P.16、P.20～P.27に洪水対策に関する目標と整備内容を記載しています。 平尾小川については、平成18年度に実施した現地測量結果を基に平成23年度に河川の氾濫解析と現地確認を行い、現状で時間雨量50ミリ程度、24時間雨量160ミリ程度の降雨でも人家への被害は発生しないことを確認しています。 また、対策済み箇所については、河川管理施設の損傷や劣化状況および土砂の堆積状況把握するため、年1回の巡視点検や5年に1度の堆積土砂調査を行い、優先順位を定めて計画的に補修や土砂掘削などの対策を行うこととしています。	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
6	治水	<p>河川整備計画と市街地で発生する浸水被害の解消に取り組んでいる雨水整備計画との関連性がわからない。</p> <p>河川管理者と下水道管理などとの、横断的な治水対策としての推進はどのように進めるのか？</p> <p>民間開発に伴い、調整池指導を行っているが、流出抑制の指導に対して、具体的にどのように進めていく計画か？影響はないのか？</p>	<p>本編P.17、P.33に流域市との連携について記載しています。</p> <p>具体的には、流域全体での洪水リスク軽減に向けて、流域市と洪水リスクを共有し、雨水排水計画と本(河川整備)計画の整合を図り、ソフト・ハード面で連携して取り組みます。</p> <p>また、住宅等の開発行為に伴い開発事業者に設置を指導して設置された調整池等の流出抑制施設を恒久的に存続させる制度を検討していきます。</p>	書面
7	利水	<p>下水道の整備率が上昇すると河川流量が減少する傾向にあると思われる、正常流量をどのように設定しているのか？</p>	<p>正常流量は、流水の占用、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況等を考慮して設定しますが、西除川ブロックの各河川では、正常流量の検討に必要な水文データ等が不足していることから、正常流量は設定できていません。</p> <p>このため、今後正常流量の検討に向けて、本編P.17、P.28に流水の正常な機能の維持について記載しています。</p> <p>具体的には、流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも、適正かつ効率的な水利用が図られるよう継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握や取水堰等の流水の利用実態の調査を行います。</p>	書面
8	環境	<p>水質基準(大和川水環境改善計画)は具体的にどのように実現していくのか？</p>	<p>本編P.18、P.30に河川環境の整備と保全について記載しています。</p> <p>具体的には、流域市の環境部局における行政指導や下水道施設等による水質改善とともに、地域住民や学校、NPOと連携し、河川への生活排水による河川への負担軽減に向けた環境教育・学習の推進及び啓発活動等を進めることにより水質改善に努めます。</p>	書面
9	環境	<p>狭山池のアオコの対策については早急に対応をお願いしたい。</p>	<p>本編P.19、P.30に河川環境の整備と保全について記載しています。</p> <p>具体的には、アオコ発生原因について、流域も含めて検討し、池底の日干し等の様々な方策の効果を検証しながら、必要な対策を実施します。</p>	説明会
10	環境	<p>狭山池のアオコ対策は具体的にどのようになるか？</p> <p>冬季に池を空にして、池底を日干しにすることはできないのか？</p>		書面

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの

ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの

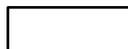
2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
11	環境	自然環境調査は3年毎に実施していると理解したが、マクロ的な調査であるような感じがする。住民は身近な生物に関心があり、調査の頻度と方法を再検討する必要がある。	自然環境調査につきましては、国の「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル」に基づき、概ね5年に1回実施しており、水系全体を幅広く把握できるように調査地区を決めています。 ただし、特に注目すべき対象種等が確認された場合には、個別に対応したいと考えております。 また「水辺の学校」等を通じて、地域の皆様と共にを行う手法を検討いたします。	書面
12	環境	外来種植物が繁茂して駆除が課題になっている河川区域があるが、どのような対策を予定しているのか？	本編P.18に河川環境の整備と保全について記載しています。 具体的には、生物多様性の保全のため、外来種の繁茂・繁殖等により生態系に悪影響を及ぼすような場合は、外来生物法に基づき関係機関と連携して対応に努めます。	書面
13	環境	近年は、西除川の浚渫をあまり行っていないように思うので、自主的に点検等を行い、浚渫業務等を行なってほしい。	本編P.31に河川の維持管理について記載しています。 土砂の堆積については、その状況を定期的に調査し、阻害率の高い区間を把握するとともに、地先の危険度を考慮して計画的に土砂掘削等の対策を行います。	書面
14	維持管理	狭山池ダムには降雨後に、上流から樹林木材や野菜・果実などが漂着するため、狭山池クリーンアクション部で引き上げ作業を行っている。定期的なパトロールや不法投棄禁止看板の設置(強化)を要望したい。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修文・追記をしました。 【P.13 第1章第2節3.河川利用及び河川環境の現状と課題】 今後は環境基準達成、さらに高い目標に向かっての水環境改善を進める必要があります。 <u>また、狭山池ダムでは、上流河川から多くのごみが入り、景観上の支障を来していることからごみを減らす取り組みが必要です。</u> 【P.31 第2章第2節3.河川空間の管理】 不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川巡視等において適宜回収するとともに、 <u>不法投棄等を無くすために流域市と連携した河川巡視の実施や、</u> 地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより地域住民等の美化意識の向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
15	維持管理	現在も河川へのごみ投棄が絶えず、これを放置しないで、監視を強化していく必要があると思う。 常習地点での監視カメラの設置を検討すべきだと思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修文・追記をしました。 【P.31 第2章第2節3.河川空間の管理】 不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川巡視等において適宜回収するとともに、 不法投棄等を無くすために流域市と連携した河川巡視の実施や、 地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより地域住民等の美化意識の向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。	書面
16	地域連携	水系全体のアドプトリバープログラム団体は9つと記載されていますが、地域名か位置図が欲しかった。 このような地域活動の継続にどのような具体的な施策を検討しているのですか？	本編P.19及び参考資料P.23にアドプト・リバー・プログラムについて記載しています。 具体的には、豊かな河川環境は重要な地域資源であり、良好な景観を維持・形成するため、NPOや市民団体等と連携しながら進めていきます。	書面
17	その他	昨年西除川が警戒水位を超えたが、地元にはそんな情報は入ってこなかった。 情報伝達はどこが行うのか。 どこからも連絡が無く、避難等の動きも取れなかった。	本編P.33に河川情報の提供について記載しています。 具体的には、河川氾濫や浸水に対しては、住民が的確に避難行動をとれるよう、流域市と連携し、①現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知、②必要な情報の提供及び伝達、③住民の防災意識の醸成に努めます。なお、避難行動に必要な情報については、行政からの一方的なものにとどまらず、地域特性に応じたものとなるように、ワークショップ等を通じて、住民からの過去の浸水被害等の情報を取り入れつつ構築していきます。	説明会
18	その他	HP等インターネットでの情報発信は使えない人もいることをわかってほしい。	また、地上波デジタル放送等での情報提供(雨量、水位)に加え、流域市が発表する避難情報や住民の自主避難の参考となる情報を提供できるよう、より効果的な手法の検討に努めます。	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
19	その他	<p>整備計画では西除川ブロックにおいて今後20年～30年の間に、如何なる河川行政サービスを提供しようとするのか基本思想を知りたい。</p> <p>整備計画原案(平成17年5月)からの変更の要点を知りたい。</p>	<p>本編P.16～P.19に河川整備計画の目標について記載しています。治水、利水、環境に係る目標について記載しておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>また、前回策定からの大きな変更点につきましては、「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)に基づき、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本理念に、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、大阪府域での今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を河川毎に設定し、大阪府全域で時間雨量50ミリ程度の降雨に対して床下浸水を防ぎ得るような河川整備をすすめることを基本とします。その上で、時間雨量65ミリ程度および時間雨量80ミリ程度の降雨で床上浸水以上の被害のおそれがある場合には、事業効率等を考慮して、時間雨量65ミリ程度もしくは時間雨量80ミリ程度のいずれかの降雨による床上浸水を防ぐことを整備目標として選択することとしています。</p> <p>この考え方にに基づき、西除川ブロックの各河川の治水目標を見直したことが大きな変更点となっています。</p>	書面
20	その他	<p>「河川環境の整備と保全」、「水質の改善」、「河川の維持管理」における事業にかかる費用はどれくらいと見積もられていますか？</p>	<p>ご指摘の項目につきましては、項目ごとに現状を踏まえ数年単位で優先順位を見直し実施することとしているため、事業費については見積もることができません。</p>	書面
21	その他	<p>今回の整備計画の変更原案の事業費はいくらぐらいでしょうか？</p> <p>その費用対効果はどのように算定されていますか？</p>	<p>参考資料P.35、P.36に治水対策の事業費及び事業効率について記載しています。</p> <p>具体的には、治水対策については約150億円を想定しており、事業効率B/C(=治水整備により防止し得る被害額÷治水整備に要する費用)については個別河川によって異なりますが、西除川(狭山池ダム下流区間)は1.7、西除川(狭山池ダム上流区間)は5.2、東除川は37.0、落掘川は1.7としています。</p>	書面
22	その他	<p>河川整備審議会のメンバーは？</p> <p>流域内に住んでいる様な地元代表は入っているのか？</p> <p>何故学識者のみ集めるのか？</p> <p>審議の段階で地元の意見を入れるべきだ。</p>	<p>河川整備計画の策定にあたっては、学識経験者及び地域住民からの意見を踏まえることとしており、この内、学識経験者からの意見については大阪府河川整備審議会での審議により意見を頂いております。</p> <p>また、地域住民からの意見については、今回の説明会や図書の縦覧により意見を頂いております。</p>	説明会

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの